

○過重労働による健康障害防止対策要綱の制定について（概要）

（平成21年福岡県警察本部内訓第41号）

この内訓は、福岡県警察健康管理規程（平成11年福岡県警察本部訓令第24号）の規定に基づき、職員の過重労働による健康障害防止対策について必要な事項を定めるものである。

主な内容として、

- 面接指導対象者の定義
- 医師による面接指導
- 関係書類の保存

などの項目からなっている。